

「無料でクリーニング」
「今だけ特別価格」
「身体に悪い」



悪質な訪問販売

親切そうな営業マンに、しつこく商品を売り込まれ…

相談事例

「羽毛布団を無料でクリーニングします」と電話があり、お願いしたところ、販売員がやってきた。布団を見るなり「カビが生えている。体に悪い。」と、布団のリフォームを勧められ、契約をした。1週間で仕上げると布団を持って帰られたが、高額だったので解約したいと伝えた。しかし、「信用してくれ」と言われ解約できなかった。



対策のポイント

- 見知らぬ人が来たら、ドアを開ける前に、まず訪問の目的を確かめましょう。
- 必要がなければ、きっぱり断ること。
(一度断ったにも関わらず、再度、勧誘することは法律で禁止されています)
- 事前に見積書をもらい、契約書面の記載内容をチェックしましょう。
- 訪問販売は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ